

東北町農林水産業経営基盤強化推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 東北町の農林水産業において、新型コロナウイルス感染症の影響が経営に深刻な影響を及ぼしている状況にあることから、農林水産業者の経営基盤を強化し、経営継続に向けた支援が急務となっている。また、スマート農業については、省力化や人員削減効果が見込まれ、今後拡大が見込まれる加工・業務用等の新たな需要に対応していくための生産基盤強化に資する効果が期待できる。このため、新型コロナウイルス感染症の影響を克服し、ポストコロナを見据えた経営基盤強化に関しての支援を行うため必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業による対策（以下「本対策」という。）は、第1条の趣旨を踏まえ、次に掲げる事業を設定する。

- (1) 農林水産業経営継続支援事業
- (2) スマート農業関連支援事業

(対策の実施等)

第3条 本対策で実施する事業内容は、第2条に対応したものとし、その具体的な事業種目、事業実施主体、補助金の割合・限度額、採択基準等は、別表1から3に掲げるとおりとする。

(事業計画)

第4条 補助事業を実施しようとする者は、計画承認申請書（第1号様式）に町長が必要と認める書類を添付し、提出しなければならない。

- 2 町長は、計画承認申請書の提出があった申請者に対し、計画の承認についての可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(事業実施者の選定)

第5条 事業実施者から予算の範囲を超えた事業計画承認申請があった場合は、申請者数等に応じて補助金額の減額もしくは、抽選において決定する。

(事業実施状況の報告等)

第6条 事業実施後補助事業の成果については、状況報告書(第2号様式)に町長が必要と認める書類を添付し、補助事業対象機械又は資材を使用後もしくは、資格取得後、40日以内もしくは、事業を実施した翌年度の12月末日までのいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(その他)

第7条 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、町長が別に定めるところによる。

附 則

この公告は公布の日から施行し令和4年4月1日から適用する。

農林水産業経営継続支援事業

別表 1

事業種目	事業実施主体	補助対象経費	補助金の割合	補助金の限度額	採択基準	その他事項
農林水産業用機械導入事業	東北町に住所を有し、農林水産業を営む個人又は法人。なお、農業者については、販売農家。水産業者については、漁業組合の正組合員である者。（専従者は対象外）	コロナウイルス感染症防止や経営継続のために導入する省力化または作業効率向上のための農林水産業用機械	1 / 3	500,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・購入する機械は、購入価格が300,000円以上（資材と合わせることも可能）であること。 ・中古も可能だが、耐用年数が2年以上残存していることを証明する書類を添付すること。 ・購入する機械の規格が経営規模等に見合うこと。 ・単純更新は対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費は消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。
農林水産業用資材導入事業		コロナウイルス感染症防止や経営継続のために導入する省力化または作業効率向上のための農林水産業用資材		300,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・購入する資材は総額100,000円以上（機械と合わせることも可能）であること。 ・購入する資材は新品であること。 ・導入効果が継続して見込まれるもの。 ・ハウスの建築・資材費用は補助対象外経費とする。 ・購入する資材の規格が経営規模等に見合うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 ・町税等に滞納がないこと。

農林水産業経営継続支援事業対象機械一覧表

別表 2

機械種別	備 考
ト ラ ク タ ー	
田 植 機	
コ ン バ イ ン	
耕 う ん 機	
水 稻 関 連 機 器	
野 菜 関 連 機 器	
畜 産 関 連 機 器	
果 樹 ・ 花 き 関 連 機 器	
船 外 機 等 漁 業 関 連 機 器	
林 業 関 連 機 器	
各 種 ア タ ッ チ メ ン ト	
上 記 以 外 の 機 械	町 と 要 協 議

※補助対象外機械（農業用機械として登録されていないもの）

例：パワーショベル、ホイールローダー、ベルトコンベアー、除雪機（フォークリフトは可）など

事業種目	事業実施主体	補助対象経費	補助金の割合	補助金の限度額	採択基準	その他事項
機械導入事業	東北町に住所を有している認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置づけられることが確実と認められる者。	農作業の人員削減や接触機会を減らす生産、またはコスト低減や農産物の品質向上のためのGPSガイダンス、GPSガイダンス及び農業用機械に装着する自動操舵システム一式又は農業用機械に装着する自動操舵システム一式の導入経費。	1 / 3	1,000,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・購入する機械・設備は、購入価格が300,000円以上であること。 ・中古も可能だが、耐用年数が2年以上残存していることを証明する書類を添付すること。 ・購入する機械の規格が経営規模等に見合うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費は消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。 ・補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 ・機械導入事業及び操縦者育成事業を同時に申請する場合の上限額は1,000,000円とする。 ・町税等に滞納がないこと。
農作業の人員削減や接触機会を減らす生産、またはコスト低減や農産物の品質向上のためのGPS可変施肥機器、自動制御農薬散布装置又はそれに準じた機能を持つ機械装置。						
農作業の人員削減や接触機会を減らす生産、またはコスト低減や農産物の品質向上のための産業用マルチローター（農業用ドローン）一式の導入経費一式には、最低限のバッテリーは含む。発電機等付帯装置は含まない。						
その他実施要綱の趣旨に沿い町長が認める者。						
操縦者育成事業		マルチローターの操縦者育成のための講習（国土交通省航空局の公表する「無人航空機の操縦者に対する講習等を実施する団体」が実施する講習に限る。）に係る経費。	1 / 2	100,000円 1経営体につき、2名までに限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・講習に係る経費が50,000円以上であること。 ・経営体で従事していることがわかる者。 	